

協議事項1

鳥取西高等学校改築整備事業の今後の進め方について

平成22年6月29日
教育環境課・文化財課

鳥取西高等学校の改築について、文化財保護法に基づく文化財（史跡鳥取城跡附太閤ヶ平）の現状変更許可申請に当たり、文化庁と調整を行ってきたところ、5月31日文化庁から「現行案のままの現状変更許可申請の内容では許可できない。」との見解が示された。

このことから8月に予定していた現状変更許可申請を見送り、今後、関係者による検討会を設置し、整備の方向を検討していくこととしたい。

1 これまでの経緯

平成14年10月	県議会で現所在地存置の陳情が「趣旨採択」
平成15年5月	文化庁担当者との協議 ・地下遺構を破壊しなければ三ノ丸跡地での存続可能
平成20年6月	鳥取西高等学校改築基本設計作成
平成20年9月	文化庁に「文化財現状変更許可申請」を提出
平成20年10月	文化庁は県に対し「文化財現状変更許可申請」を返却 ・第2グラウンドの発掘調査を実施し、その結果を踏まえて1年後の申請を目指すべき
平成21年4月	第2グラウンド（史跡外）の文化財発掘調査実施
平成21年10月	県文化財保護審議会が教育長に「計画中止し、史跡外全面移転」の要望書提出
平成21年12月	県文化財保護審議会、同史跡・埋蔵文化財部会で改築計画への理解を求め説明
平成22年1月	史跡鳥取城と鳥取西高等学校のあり方を考えるタウンミーティング
平成22年3月	県文化財保護審議会で、改築計画への理解を求め説明
平成22年5月	文化庁記念物課長等と協議

2 文化庁が現行案を許可できない理由

- ・鳥取市の「史跡保存管理計画」（昭和60年策定）に定める『史跡地内にある建物等の増改築及び新築は強く制限し、城跡遺構の保存を第一とする。』との整合性が説明できない。
- ・将来の移転計画が示されていない。
- ・発掘調査により初蔵遺構が見つかった第2グラウンドや堀などに杭を打つのでは文化財（遺構）の保護が完全とは言えない。
- ・地元関係者の理解を得られていない。

3 今後の進め方

鳥取西高等学校整備のあり方検討会（仮称）を設置し、「文化財（遺構）の保護」、「生徒の安全確保」、「教育環境の改善」の観点から、整備の方向を検討する。

< 想定メンバー >

- ・学校関係者
- ・学識経験者
- ・経済団体
- ・鳥取市
- ・オブザーバーとして文化庁にも参画を依頼